

2015 年日本政府年次報告
「職業安定組織の構成に関する条約」(第88号)
(2010 年 6 月 1 日～2015 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

前回までの報告を、以下のとおり改める。

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（1985年法律第88号）」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（1985年法律第88号）」に改める。

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（1986年政令第95号）」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（1986年政令第95号）」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（1986年労働省令第20号）」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（1986年労働省令第20号）」に改める。

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011年法律第47号）」

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（2011年厚生労働省令第93号）」

2. 質問 II について

〔第2条〕

前回までの報告中

「新政権の下で出先機関改革に関する議論が行われているが、平成 22 年4月1日に、公労使で構成された労働政策審議会から「出先機関改革に関する意見」が厚生労働大臣あてに提出されており、同意見書では、公共職業安定所（ハローワークの業務）について、「国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス体制を堅持すべきである。」としている。」

を

「平成 22 年4月1日に、公労使で構成された労働政策審議会から「出先機関改革に関する意見」が厚生労働大臣あてに提出されており、同意見書では、公共職業安定所（ハローワークの業務）について、「国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス体制を堅持すべきである。」としている。」

に改める。

〔第3条〕第2項

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

(公共職業安定所の配置については、) 2010年6月1日～2015年5月31日においては、1所について見直しを行ったところである(統廃合1所)。

[第4条および第5条関係]

○労働政策審議会

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「2010年度

- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱
- ・青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部改正する告示案要綱
- ・求職者支援制度について
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱
- ・雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について

2011年度

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(仮称)(雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例関係)案要綱
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案要綱
- ・現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

2012年度

- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱等について
- ・雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用対策法施行規則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める告示案要綱
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱、「高年齢者等職業安定対策基本方針(案)」及び「高年齢者雇用確保措置の実施

及び運用に関する指針（案）」について

- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱
- ・障害者雇用率等について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・障害者雇用対策基本方針の改正について

2013 年度

- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 1 項第 1 号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示案要綱
- ・雇用保険法の一部を改正する法律案要綱
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・労働者派遣制度の改正について
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱
- ・雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・障害者雇用対策基本方針の策定について

2014 年度

- ・雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・若者の雇用対策の充実等について
- ・青少年の雇用対策を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）要綱について
- ・地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する告示案要綱について
- ・雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 1 項第 1 号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案要綱について

- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
- ・「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針案」について
- ・「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針案」について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について」

○労働政策審議会職業安定分科会

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「2010 年度

- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱
- ・青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部改正する告示案要綱
- ・求職者支援制度について
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱
- ・雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について

2011 年度

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（仮称）（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例関係）案要綱
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案要綱
- ・現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

2012 年度

- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱等について
- ・雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「雇用対策法施行規則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める告示案要綱
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」、「高年齢者等職業安定対策基本方針（案）」及び「高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（案）」について
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱
- ・障害者雇用率等について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・障害者雇用対策基本方針の改正について

2013 年度

- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 1 項第 1 号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示案要綱
- ・雇用保険法の一部を改正する法律案要綱
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・労働者派遣制度の改正について
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱
- ・雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・障害者雇用対策基本方針の策定について

2014 年度

- ・雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
- ・若者の雇用対策の充実等について

- ・ 青少年の雇用対策を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）要綱について
- ・ 地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する告示案要綱について
- ・ 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 1 項第 1 号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案要綱について
- ・ 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
- ・ 「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針案」について
- ・ 「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針案」について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について

○労働政策審議会障害者雇用分科会

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「2010 年度

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について

2012 年度

- ・ 障害者雇用率等について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・ 障害者雇用対策基本方針の改正について

2013 年度

- ・ 障害者雇用対策基本方針の策定について

2014 年度

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
- ・ 「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針案」について
- ・ 「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針案」について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について

〔第6条〕

① (a) の (i) について

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（２００２年法律第１０５号）に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（２０１３年７月策定、２０１５年３月改正）」を踏まえ、ホームレスに対してきめ細かな職業相談や就業ニーズに応じた求人開拓等を行うとともに、技能講習、試行雇用等を実施し、その就労による自立を図っている。

- ・ ２００６年４月から、全国にマザーズハローワーク（２１箇所（２０１５年４月末現在））を設置し、再就職を希望する子育て女性等に対して就職支援を行っている。

具体的には、子ども連れでも来所しやすい体制を整備するとともに、求職活動の準備が整い、すぐにでも再就職を希望する方に対し、担当者制の職業相談や、地方公共団体等との連携により、保育サービス等の子育て情報の提供や仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の情報等を提供するなど、再就職に向けた総合的な支援を行っている。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人を確保するため、求人開拓の際に、事業主に対し、年齢制限の緩和や柔軟な就業時間の設定などの助言・指導等を行っている。

さらに、２００７年４月からは、マザーズハローワーク未設置県の主要な公共職業安定所にマザーズサロンを全国３６箇所設置し、さらに、２００８年４月以降、マザーズハローワーク事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域の公共職業安定所にマザーズコーナーを順次設置（１６０箇所（２０１５年４月末現在））し、同様のサービスを展開している。

なお、２０１２年４月に、マザーズサロンの呼称の見直しを行い、全てマザーズコーナーとして事業を実施している。

- ・ ２００３年１月から、「就職支援プログラム事業」を開始し、雇用保険受給者のうち特に早期の再就職の意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対し、就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分）を配置して、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施している。
- ・ ２００９年４月から、「就職実現プランナーによる早期再就職支援事業」（旧「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援」）を実施していたが、２０１０年３月に終了した。
- ・ ２０１１年１０月から、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（２０１１年法律第４７号）に基づき、雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援している。」

前回までの報告中、

「・ 各都道府県１カ所の公共職業安定所に設置された「就農等支援コーナー（全国４７カ所）」において、農業関連情報の収集、提供等や職業相談、職業紹介等を実施するとともに、２００６年４月よりフリーター（※下記参照）等が多い地域においては、フリーター等の若者に対する農業への就業支援を実

施する支援員を就農等支援コーナーに配置している。

※ フリーター：年齢は15～35歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業率のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者」

を

「・ 大都市圏及び農林漁業が盛んな地域の公共職業安定所に設置された「農林漁業就職支援コーナー（全国18カ所）」において、農林漁業関連情報の収集、提供等や職業相談、職業紹介等を実施している。」

に改める。

さらに、

「・ 2007年4月より、林業就業経験がない等の林業求職者の林業への円滑な就業を支援するため、林業の主要作業の講習等を実施している。」

を

「・ 2005年度より、林業就業経験がない等の林業求職者の林業への円滑な就業を支援するため、林業の主要作業の講習等を実施している。」

に改める。

さらに、

「・ 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、公共職業安定所と福祉事務所等が連携し、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた担当者制のきめ細かな就労支援を行い、その就労による自立を図る「生活保護受給者等就労支援事業（2005年4月開始）」を実施している。」

を

「・ 生活保護受給者等を含め広く生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなど、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する「生活保護受給者等就労自立促進事業（2013年4月開始）」を実施している。」

に改める。

さらに、

「・ 2007年2月に、若者の募集、採用方法の改善等による雇用機会の確保、募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等を内容とした雇用対策法の改正法案を第166回通常国会へ提出したところである。今後は、改正法案の内容を徹底するため、ハローワーク等において事業主指導等を強力に実施することとしている。」

を

「・ 2007年6月に、若者の募集、採用方法の改善等による雇用機会の確保、募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等を内容とした雇用対策法の改正を行った。ハローワーク等において

事業主指導等を強力に実施し、改正内容の徹底を図ることとした。」
に改める。

⑤ (e) について

前回までの報告に以下の事項を追記する。

- 「・ 長期失業者（離職期間が1年以上及び1年未満であるが長期失業に至る可能性が高い者等）に対するキャリアコンサルティング、就職セミナー、職場定着支援等の就職支援事業を民間委託により実施している（2011年から実施）。

- ・ 外部労働市場のマッチング機能の強化を図るため、公共職業安定所が保有する求人情報を地方公共団体及び民間職業紹介事業者に提供する取組を実施している（2014年9月から実施）。」

〔第7条〕

① (a) について

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

- 「・ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき、介護労働者の福祉の増進を図るため、以下の事項について定めた介護雇用管理改善等計画（6カ年）を策定した。
 - ① 計画の基本的考え方
 - ② 介護労働者の雇用の動向
 - ③ 計画の目標
 - ④ 介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
 - ⑤ その他介護労働の人材確保や福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項」

- ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（2002年法律第105号）に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について、2015年4月に見直しを行い、引き続き、ホームレスに対してきめ細かな職業相談や就業ニーズに応じた求人開拓等を行うとともに、技能講習、試行雇用等を実施し、その就労による自立を図っている。

- ・ 2010年4月からは、非正規労働者就労支援センターを非正規労働者総合支援センターと改称し、就労支援を強化するとともに地方自治体とも連携した生活支援を一体的に実施している。」

前回までの報告中、

- 「・ 農林業等への就業を支援するため、2003年4月に策定した「『農林業をやってみよう』プログラム」等に基づき、各都道府県1カ所の公共職業安定所に「就農等支援コーナー」を設置し、農林業等の求人情報や体験機会等の情報の提供、職業相談・職業紹介等を実施している。」

を

- 「・ 農林業等への就業を支援するため、大都市圏及び農林漁業が盛んな地域の公共職業安定所に「農林漁業就職支援コーナー」を設置し、農林漁業の求人情報等の情報の提供、職業相談・職業紹介等を実施している。」

に改める。

さらに、

- 「・ 各都道府県 1カ所の公共職業安定所に設置された「就農等支援コーナー（全国 47カ所）」において、農業関連情報の収集、提供等や職業相談、職業紹介等を実施するとともに、2006年4月よりフリーター等が多い地域においては、フリーター等の若者に対する農業への就業支援を実施する支援員を就農等支援コーナーに配置している。」

を

- 「・ 大都市圏及び農林漁業が盛んな地域の公共職業安定所に設置された「農林漁業就職支援コーナー（全国 18カ所）」において、農林漁業関連情報の収集、提供等や職業相談、職業紹介等を実施している。」

に改める。

さらに、

- 「・ 2007年4月より、林業就業経験がない等の林業求職者の林業への円滑な就業を支援するため、林業の主要作業の講習等を実施している。」

を

- 「・ 2005年度より、林業就業経験がない等の林業求職者の林業への円滑な就業を支援するため、林業の主要作業の講習等を実施している。」

に改める。

① (b) について

前回までの報告に以下の事項を追記する。

- 「・ 2013年6月には、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を内容とする改正が行われた。」

- ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（2002年法律第105号）に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（2013年7月策定、2015年3月改正）」を踏まえ、ホームレスに対してきめ細かな職業相談や就業ニーズに応じた求人開拓等を行うとともに、技能講習、試行雇用等を実施し、その就労による自立を図っている。

- ・ 生活保護受給者等を含め広く生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなど、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する「生活保護受給者等就労自立促進事業（2013年4月開始）」を実施している。」

〔第9条〕

第1項

②第9条2、3について

2009年報告中、

「職業安定組織の職員は、公共職業安定所その他の職業安定機関の業務が効果的に行われるために、人事院の定める資格又は経験を有する者でなければならず（職業安定法第9条）、職業安定組織の職員の採用は、国家公務員法及び人事院規則の規定によって行われており、毎年採用試験が行われ、合格したものは公務員採用候補者名簿に登録される。職業安定組織の職員は、この採用候補者名簿登録者の中から、厚生労働大臣が職業安定行政に適するか否かを検討した上で適格者を選出し、任命している。」

を

「職業安定組織の職員は、公共職業安定所その他の職業安定機関の業務が効果的に行われるために、人事院の定める資格又は経験を有する者でなければならず（職業安定法第9条）、職業安定組織の職員の採用は、国家公務員法及び人事院規則の規定によって行われており、毎年採用試験が行われ、合格したものは公務員採用候補者名簿に記載される。職業安定組織の職員は、この採用候補者名簿記載者の中から、厚生労働大臣が職業安定行政に適するか否かを検討した上で適格者を選出し、任命している。」

に改める。

〔第11条〕

前回までの報告中、

「・ 一方、学校が無料の職業紹介事業を行う場合、農協、商工会議所等の特別の法律により設立された法人が構成員等を対象にして無料の職業紹介事業を行う場合、地方公共団体が自らの施策に関する業務に附帯して無料の職業紹介事業を行う場合及び労働者の募集を無料で委託する場合においては、厚生労働大臣の許可は必要ではなく、厚生労働大臣に届け出れば足りることとなっている。」

を

「・ 一方、学校等が学生生徒等を対象に無料の職業紹介事業を行う場合、農協、商工会議所等の特別の法律により設立された法人が構成員等を対象にして無料の職業紹介事業を行う場合、地方公共団体が自らの施策に関する業務に附帯して無料の職業紹介事業を行う場合及び労働者の募集を無料で委託する場合においては、厚生労働大臣の許可は必要ではなく、厚生労働大臣に届け出れば足りることとなっている。」

に改める。

前回までの報告中、

「・ いずれにしても、職業安定機関以外の者で職業紹介事業を行う者は、職業安定局長の定める手続及び様式に従って、一定の帳簿書類を備えつけるとともに、業務報告書を職業安定局長に提出することになっており（職業安定法第3条第4項、同法施行規則第25条第1項）、また必要な場合には職業安定機

関は、職業紹介事業等を行う者に対し、所要の報告をさせ、その職員をして事業場に臨検し、事業若しくは業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査することができることになっている(職業安定法第50条)。」

を

「・ いずれにしても、職業安定機関以外の者で職業紹介事業を行う者は、職業安定局長の定める手続及び様式に従って、一定の帳簿書類を備えつけるとともに(職業安定法第32条の15、同法施行規則第24条の7)、事業報告書を厚生労働大臣に提出することになっており(職業安定法第32条の16第1項、同法施行規則第24条の8第1項)、また必要な場合には職業安定機関は、職業紹介事業等を行う者に対し、所要の報告をさせ、その職員をして事業場に臨検し、事業若しくは業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査することができることになっている(職業安定法第49条、第50条)。」

に改める。

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「・ 外部労働市場のマッチング機能の強化を図るため、公共職業安定所が保有する求人情報を地方公共団体及び民間職業紹介事業者に提供する取組を実施している(2014年9月から実施)。特に、無料職業紹介事業を行う地方公共団体や職業能力開発施設に対しては、費用負担軽減のための措置や職業紹介に係る専門性向上のための支援を実施している。」

[2010年条約勧告適用専門家委員会オブザベーション]

・ 公共職業安定所の機能

外部労働市場全体のマッチング機能の強化のため、国・地方自治体・民間が一体となった取組を進めている。

国においては、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労権の保障のためのセーフティネットの役割を果たしている。具体的には、①全国544箇所に設置されている公共職業安定所による全国ネットワークの職業紹介、②雇用保険制度の運営、③雇用対策(障害者雇用率の達成指導など)の業務を一体的に実施している。

一方、地方自治体は無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能であり、地域の問題に対応するための対策を実施している(企業誘致・産業育成、生活相談・福祉関係業務等)。

国と地方自治体については、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指す方針であり、①各種連携事業の実施(誘致企業の人材確保等)、②一体的実施事業(希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務をワンストップで実施する連携事業)、③雇用対策協定(国と地方自治体がそれぞれ責任を持って取り組むために都道府労働局長と地方自治体の首長が締結する協定)、④ハローワークの求人情報のオンライン提供などの取組を実施している。

また、公共職業安定所と民間人材ビジネスについては、それぞれの「役割」と「強み」があり、「競合」・「排他」関係ではなく、「補完」関係による相乗効果を発揮し、外部労働市場全体としてマッチング機能の最大化を図る方針の下に、ハローワークの求人情報を民間人材ビジネスに提供するなどの取組を進めている。

- ・職業安定組織のネットワークの見直し及び便利な場所への設置について
2015年3月31日時点において、436の公共職業安定所、95の出張所及び13の分室が存在している。

公共職業安定機関の再編及び廃止については、行政需要や交通事情、地域経済の変化等を考慮した上で行っており、また、地方自治体や地方労働組合、地方経営者団体のほか、地方労働政策審議会に対しても説明している。

2010年以降、新たに公共職業安定所を設置していないが、移転する場合は、公共交通機関の利便性の良い場所や駐車場を十分に確保できるか等の観点から移転場所を選定しており、利用者にとって便利な場所となるよう考慮している。

- ・審議会等について

質問Ⅱの「第4条及び第5条関係」部分の回答を参照されたい。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告を次のように改める。

- ・2015年5月31日現在の公共職業安定機関の数は次のとおりである。

公共職業安定所	436所（うち2所は、日雇労働職業紹介専門）
公共職業安定所出張所	95所（うち4所は、日雇労働職業紹介専門）
公共職業安定所分室	13所

- ・求人、求職者数、紹介件数及び就職件数については、別添1のとおり。

5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本条約の適用に関して関係労使団体から意見を受けたことはない。

7. 質問Ⅶについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

- （使用者団体） 一般社団法人 日本経済団体連合会
- （労働者団体） 日本労働組合総連合会

別添1

(千人、千
件)

年月	一 般				日雇
	新規求人	新規求職	紹介件数	就職件数	就労延数
2010.06	347	472	1097	118	
2010.07	359	441	995	113	
2010.08	358	431	925	107	
2010.09	384	448	958	120	
2010.10	396	444	922	117	
2010.11	365	411	857	110	
2010.12	329	372	669	94	
2011.01	417	500	827	90	
2011.02	416	486	930	104	
2011.03	403	535	1059	140	
2011.04	402	618	1008	129	
2011.05	371	477	922	116	
2011.06	402	457	989	123	
2011.07	418	404	844	113	
2011.08	436	438	855	114	
2011.09	443	415	863	123	
2011.10	451	418	846	121	
2011.11	426	378	793	113	
2011.12	376	341	625	97	
2012.01	468	470	796	95	
2012.02	480	442	917	111	
2012.03	465	487	1013	143	
2012.04	444	528	913	132	
2012.05	452	440	903	124	
2012.06	446	390	862	119	
2012.07	462	385	810	114	
2012.08	471	378	760	106	
2012.09	457	379	765	112	
2012.10	505	427	837	121	
2012.11	451	360	730	109	
2012.12	390	317	554	91	
2013.01	505	455	743	90	
2013.02	495	414	826	106	
2013.03	472	443	904	137	
2013.04	481	518	867	130	
2013.05	476	408	825	118	
2013.06	456	349	740	110	
2013.07	518	384	763	115	

2013.08	491	346	662	101	
2013.09	502	358	697	112	
2013.10	559	377	719	118	
2013.11	487	315	613	102	
2013.12	438	289	485	90	
2014.01	573	419	646	90	
2014.02	530	365	694	104	
2014.03	503	397	740	134	
2014.04	527	478	731	124	
2014.05	492	359	660	111	
2014.06	492	338	644	109	
2014.07	538	343	626	107	
2014.08	480	310	544	92	
2014.09	524	346	619	109	
2014.10	560	345	621	110	
2014.11	458	275	494	90	
2014.12	450	274	433	84	
2015.01	583	388	556	84	
2015.02	527	361	642	99	
2015.03	513	383	689	125	
2015.04	521	431	625	116	
2015.05	464	317	541	97	

(注1)新規学卒者及びパートタイムを除く

(注2)数値は全て原数値

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」